

横浜地域調達情報

令和7年3月11日公表 調達番号:横25016号

件名:USBメモリー等の購入【概算総価】(金沢警察署)

見積書提出期限:令和7年3月21日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日	金沢警察署 1階 会計課 (横浜市金沢区泥亀2-10-1)

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 3 見積金額は、税抜き単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨てた金額)を記載すること。
- 5 その他の詳細は、別紙2「仕様書」のとおり。
- 6 この契約は、令和7年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。

同等品の確認の連絡先

所属	金沢警察署
担当者	佐々木
電話 FAX	045-782-0110 045-782-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位
1	USBメモリー	不問	16GB	—	110	個
2	USBメモリー	不問	32GB	—	3	個
3	USBメモリー	不問	64GB	—	1	個
4	SDHCカード	不問	8GB	—	12	個
5	MicroSDカード	不問	8GB	—	12	個
6	DVD-R	マクセル	DRD47WPD.10S	可	1	個
7	BD-R	マクセル	BR25PPLWPB.10S	可	1	個
8	インクボトル	EPSON	YAD-BK	否	3	個
9	インクボトル	EPSON	HAR-C	否	3	個
10	インクボトル	EPSON	HAR-M	否	3	個
11	インクボトル	EPSON	HAR-Y	否	3	個
12	インクボトル	EPSON	KEN-MB-L	否	14	個
13	インクボトル	EPSON	TAK-PB-L	否	35	個
14	インクボトル	EPSON	TAK-C-L	否	34	個
15	インクボトル	EPSON	TAK-M-L	否	37	個
16	インクボトル	EPSON	TAK-Y-L	否	36	個
17	メンテナンスボックス	EPSON	EPMB1	否	19	個
18	メンテナンスボックス	EPSON	EWMB2	否	3	個
19	印画紙	キャノン	SD-201L400 L判 400枚入り	可	98	個

仕様書

- 1 件名
USB メモリー等の購入【概算総価】
- 2 契約期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- 3 契約方法
単価契約（税込）とする。
契約単価は、見積書の記載単価（税抜）に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とし、1 円未満の端数が生じる場合には、小数点第 5 位以下を切り捨てた後の金額とする。
- 4 品目及び規格
別紙 1 のとおり
※ 数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量については、増減の可能性はある。
- 5 納入場所
神奈川県金沢警察署（横浜市金沢区泥亀 2-10-1） 1 階 会計課
- 6 発注及び納入方法
 - (1) 注文は月 1～2 回程度を予定し、随時 F A X により行うので、発注日の翌日から起算して 10 日以内に納品すること。また納品は平日の午前 8 時 30 分から、午後 5 時までとすること。
ただし、納入最終日が「神奈川県の休日に定める条例」に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。
 - (2) 納入の都度、納品書を提出することとし、下記の事項を記載すること。
 - ・納品者の表示（所在地及び法人名等）
 - ・納品先の表示（神奈川県金沢警察署長）
 - ・納品年月日
 - ・納品場所（神奈川県金沢警察署）
 - ・納品する品の品名、数量、単価、金額
 - (3) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針 2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 7 代金の請求
代金の請求は、1 か月分をとりまとめ、翌月に発注者（金沢警察署長）あての請求書を提出することにより行う。
なお、請求金額に 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 8 その他
契約品目が製造中止等の理由で納品できない場合は、事前に書面をもって申請し、了解を得た上で同等品を納品すること。

9 契約条件の同意

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなします。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数 1 日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 33 条第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することになります。
- (4) 県への物品を販売する場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表します。
(1) 及び (2) に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。